

# 感染症の予防及びまん延の防止の指針

医療法人 昌和会  
訪問看護ステーション であい

## 1、基本方針

医療法人 昌和会 訪問看護ステーション であい（以下「であい」という。）は、利用者及び従業者（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのためであいは、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じる事ができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

## 2、注意すべき感染症

であいがあらかじめ対応策を検討しておくべき感染症は以下のとおり。

- (1) 利用者等にも感染がおり、媒介者となりうる感染症  
集団感染をおこす可能性がある感染症で、インフルエンザ、  
新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症・腸管出血性  
大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症  
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA感染症）、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症  
肝炎（B型肝炎・C型肝炎）等

## 3、感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、であいは利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 市町村への報告
- (5) 保健所及び医療機関との連携

#### 4、感染委員会の設置

であい内での感染症の発生を未然に防止すると共に、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、医療法人 昌和会 感染対策委員会の一員として活動する。

- ① であいにおける委員会の運営者は感染対策委員とし、当該者を以って「専任の感染対策を担当するもの（以下「担当者」という。）とする。
- ② 委員会の開催にあたっては、医療法人昌和会 感染対策委員会の規則に則り定期的に参加し協議する。

#### 5、従業者に対する研修の実施

であいは勤務する従業者に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」及び「訓練（シュミレーション）」を次の通り実施する

##### （1）新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

##### （2）定期的研修

感染対策に関する研修は、医療法人昌和会 感染対策委員会が主催する定期的な研修に参加する。

##### （3）訓練（シュミレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

#### 6、指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

#### 附則

本指針は令和6年2月1日から施行する。